

## 平成 23 年度一般廃棄物行政連絡会議の概要について

### 1 目的

一般廃棄物行政にかかる様々な課題に対応するため、県内市町・国・県が有機的な連携を図り、情報共有や意見交換などを積極的に行うことを目的に会議を開催します。

### 2 想定している会議での協議・情報交換事項

- ・ 国の施策の方向性、予算の動向など
- ・ 廃棄物会計及びごみ処理カルテの活用
- ・ 県内市町の先進的な取組
- ・ 県内ごみ処理状況
- ・ その他

### 3 会議開催実績

- ・ 第 1 回（平成 23 年 10 月 14 日）参加 25 市町・6 組合  
（内容）
  - ・ 最近の廃棄物行政に関する情報提供
  - ・ ごみゼロに向けた名張市の取組
  - ・ 廃棄物会計の活用と市町ごみ処理カルテについて
  - ・ 台風 12 号による災害廃棄物の処理状況について
  - ・ 三重県環境基本計画（中間案・改訂版）について
- ・ 第 2 回（平成 24 年 3 月 14 日）参加 22 市町・3 組合  
（内容）
  - ・ 市町ごみ処理カルテ改良版について
  - ・ 生ごみ資源化の手法別効果について
  - ・ もったいない普及啓発事業について
  - ・ 資源物の持ち去りへの対応について

### 4 今後の取組

市町より引き続き開催への強い要望もあり、ニーズに合ったテーマで開催していきます。また、地域別に地域課題について協議を行いたい等の要望もあることから、県全体および地域単位の開催とします。

## 「ごみゼロに向けた名張市の取組」

平成23年10月

名張市生活環境部環境対策室

室長 名 和 健 治

名張市のごみゼロに向けた取組みは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村に策定が義務付けられた「一般廃棄物処理基本計画」とは、別にごみ減量化・資源化に関する年次ごとの具体的実践行動を示した「ごみゼロ社会を目指すアクションプログラム」を策定し、この計画に基づき施策を推進しています。

### 1. ごみゼロ社会を目指すアクションプログラムの必要性について

#### <背景>

ごみ処理経費の増大及びごみ処理施設の能力を超える大量のごみ処理が課題、地球温暖化をはじめとする環境への負荷がかかる課題等の対策

#### <位置づけ>

アクションプログラムは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の目的を基本とし、「環境基本法」及び「循環型社会形成推進基本法」を上位法として位置付け、「資源有効利用促進法」、「容器包装リサイクル法」等の各リサイクル関連法と整合し、名張市総合計画「理想郷プラン」に定める名張市の将来都市像の実現に向け、環境保全や資源循環型社会の構築の観点から、ごみの発生抑制、減量化及び資源化に向けた行動計画を示すものです。

### 2. 計画期間

名張市は、平成12年度(2000年度)を「環境元年」と位置づけ、同年に平成12年度から平成18年度までの「ごみゼロ・リサイクル社会を目指すアクションプログラム」を策定し、以後、3年ごとに計画を改訂しながら、計画的な取組みを行っています。

なお、計画の改訂に当たっては、名張市快適環境審議会の検討、庁内協議、市議会への説明、各地区での住民説明会、パブリックコメント等で市民の意見等を聴取し、計画の策定を進めています。

#### 第一次アクションプログラム(平成12年度～平成18年度)

ごみ減量・資源化、資源ごみの分別回収の推進、ごみの適正処理のルールづくり等

#### 第二次アクションプログラム(平成19年度～平成21年度)

家庭ごみの有料化、事業系ごみ処理手数料の適正化、容器包装プラスチックの資源化、ごみ収集方式をステーション化に統一、不法投棄・不適正排出対策の強化等

#### 第三次アクションプログラム(平成22年度～平成24年度)

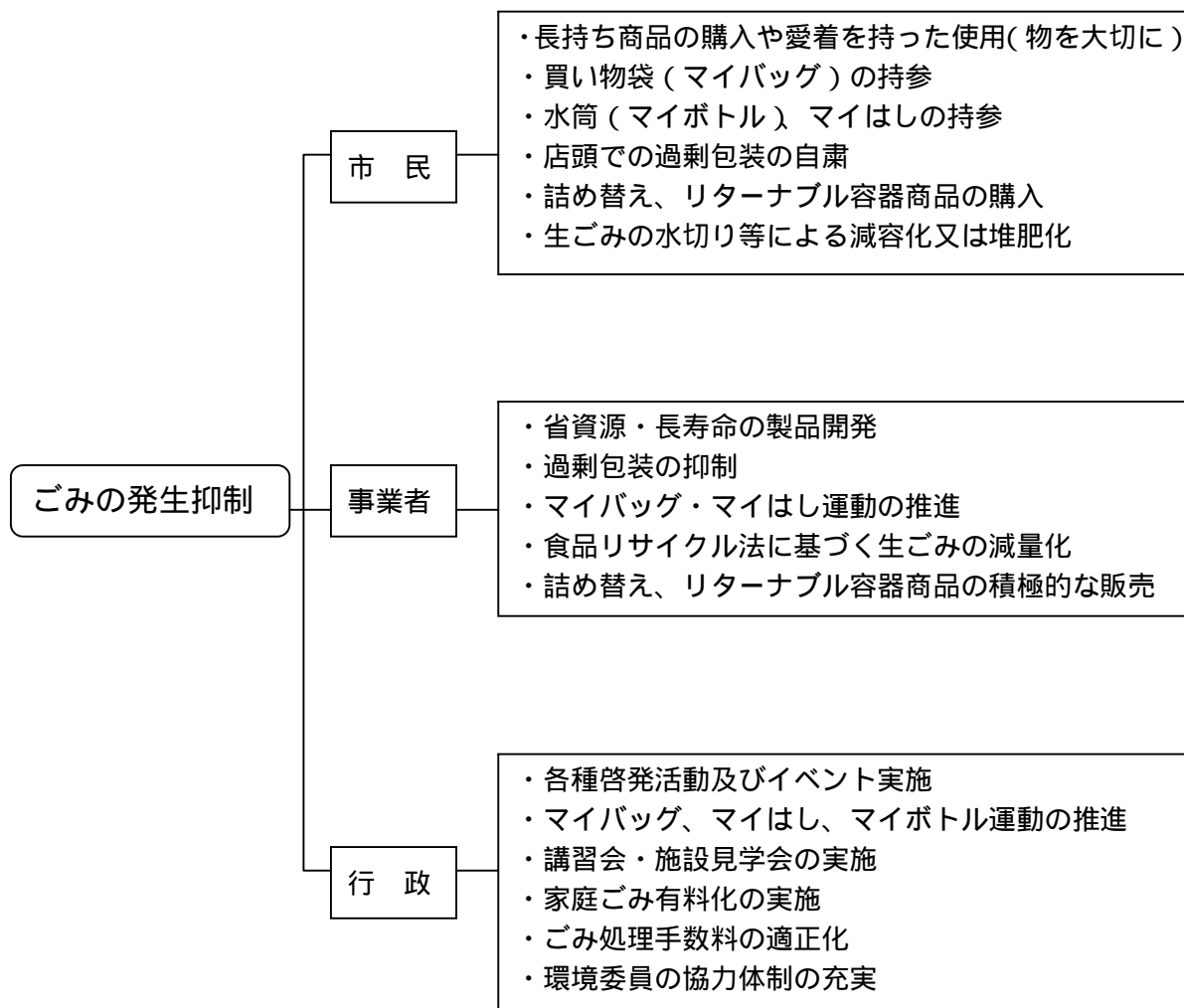
生ごみの資源化、草木類の資源化、ごみ出し支援システムの構築、ごみゼロ社会推進、

### 3. 3Rの推進の取組み 　　ごみゼロ社会を目指すための基本

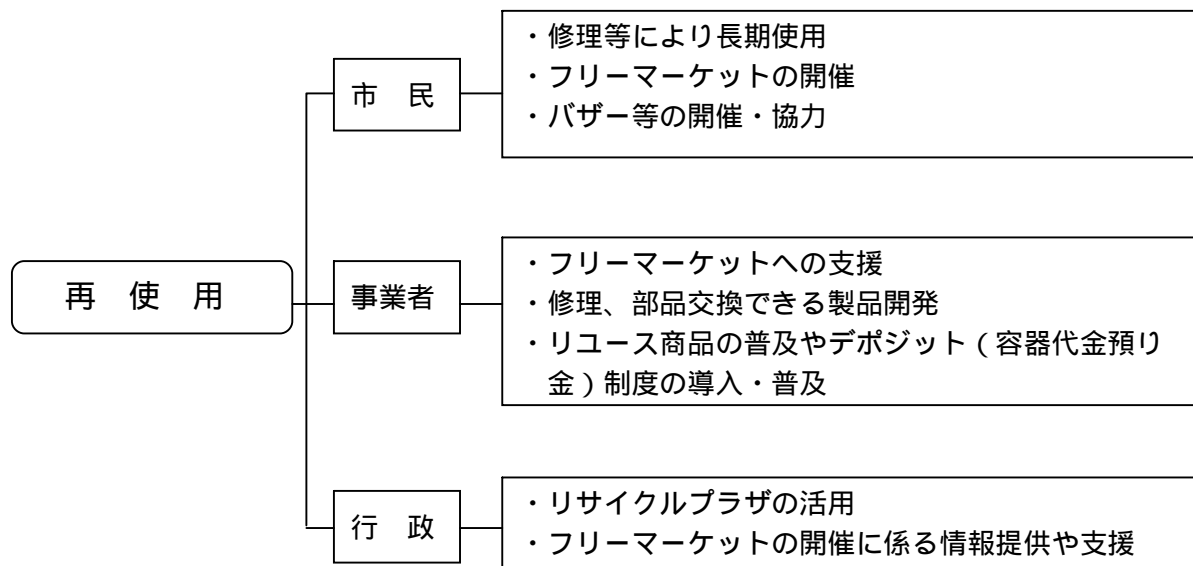
ごみの減量化については、国が推進している英字の頭文字をとった「3Rの取組み」が、最も効果的であることから、市民、事業者、行政が、それぞれの役割を担うとともに、協働関係を保ちながら次の3Rの取組みを推進し、ごみの徹底した分別によりごみゼロ社会の構築を目指すことを基本とします。

ごみの発生抑制 (Reduce リデュース)	ごみを出さない
再 使 用 (Reuse リユース)	繰り返し使う
ごみの再生利用 (Recycle リサイクル)	ごみを資源として活かす
取組み優先度	> >

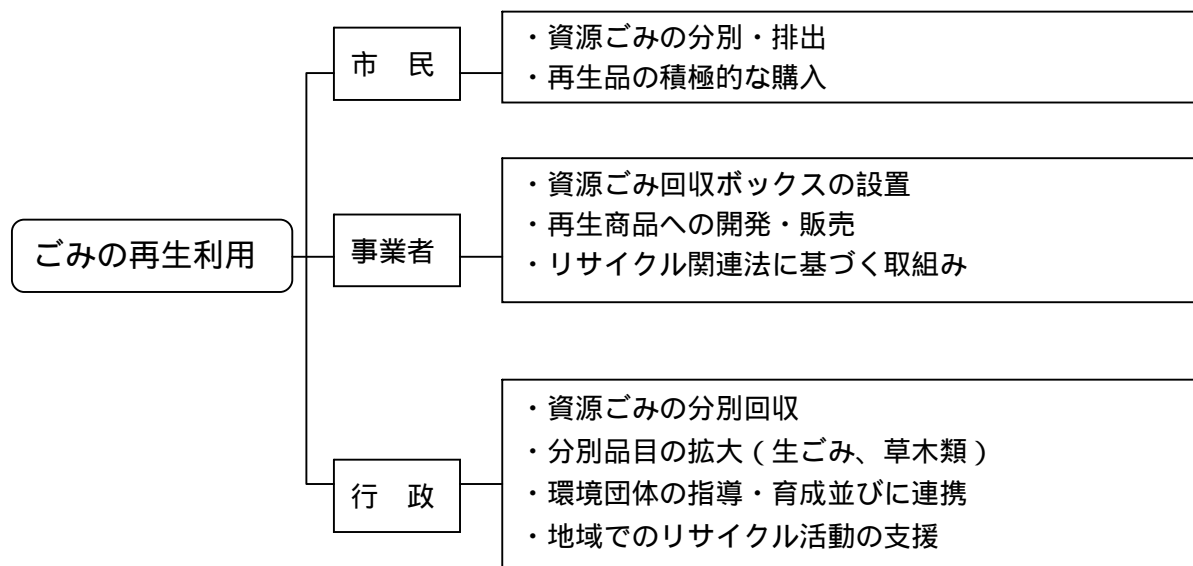
#### ごみの発生抑制 (Reduce リデュース)



## 再 使 用 (Reuse リユース)



## ごみの再生利用 (Recycle リサイクル)



## 4 . ごみ排出量の実績、予測、減量目標

ごみ排出量の実績、予測、減量目標は、伊賀南部環境衛生組合エリア合計（名張市と伊賀市の旧青山町地域の合計）の数値で記載しています。

計画収集人口

名張市人口82,739人(平成22年10月1日現在)

31,864世帯

伊賀南部環境衛生組合エリア人口93,867人、35,776世帯

(平成22年3月31日現在)

名張市(人口約83,000人)は、伊賀市の旧青山町地域(人口約11,000人)とごみの共同処理を目的とした一部事務組合である「伊賀南部環境衛生組合」(エリア人口約94,000人)を組織しています。(組合の約9割が名張市のごみ)

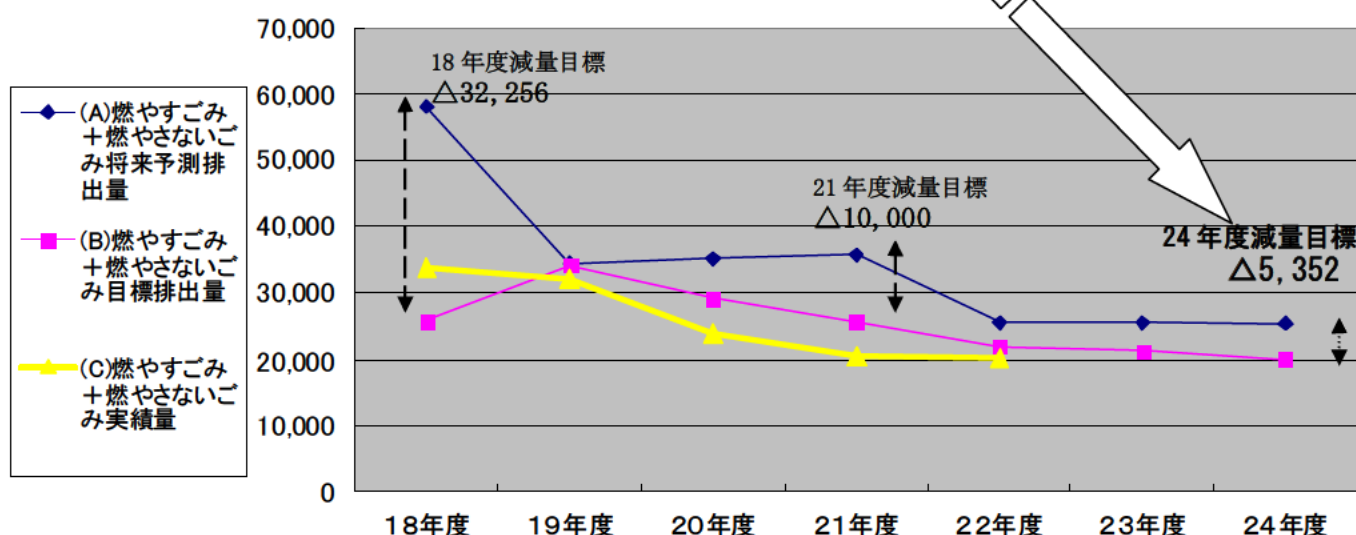
## ごみ排出量の将来予測と減量目標

(1) 燃やすごみ、燃やさないごみの実績量（伊賀南部環境衛生組合=名張市+伊賀市旧青山町地域）  
 家庭ごみの有料化、ごみ処理手数料の改定、容器包装プラスチックの分別資源回収により  
 平成20年度は予測排出量より11,150トン（31.8%）の減量を達成する。  
 平成21年度は予測排出量より15,317トン（42.9%）の減量を達成する。

(2) 燃やすごみ・燃やさないごみの排出量の将来予測と減量目標

平成24年度の燃やすごみと燃やさないごみの合計目標排出量を20,000トンとし、  
 予測排出量25,352トンに対して、5,352トン（21.1%）の減量を目指します。

**目標排出量 20,000t**  
**減量目標 5,352tの減**  
**減量目標率 21.1%の減**



計画期間の燃やすごみ・燃やさないごみの予測排出量・目標排出量・実績量等

（伊賀南部環境衛生組合の名張市及び伊賀市旧青山町区域の収集ごみ・搬入ごみ量）組合合計（t）

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(A) ごみ合計予測排出量	58,100	34,500	35,100	35,700	25,485	25,420	25,352
(A1) 燃やすごみ予測排出量	37,800	26,186	26,866	27,565	20,232	20,181	20,125
(A2) 燃やさないごみ予測排出量	20,300	8,291	8,233	8,175	5,253	5,239	5,227
(B) 合計ごみ目標排出量	25,844	34,200	29,200	25,700	21,960	21,230	20,000
(B1) 燃やすごみ目標排出量	18,900	26,100	23,500	23,000	19,300	18,600	17,400
(B2) 燃やさないごみ目標排出量	6,944	8,200	5,700	2,700	2,660	2,630	2,600
(C) ごみ合計実績量	33,871	32,076	23,950	20,383	20,108		
(C1) 燃やすごみ実績量	25,522	24,557	20,190	18,074	17,765		
(C2) 燃やさないごみ実績量	8,349	7,519	3,760	2,309	2,343		
ごみ合計減量実績=(C)-(A)	△24,229	△2,424	△11,150	△15,317	△5,377		
減量率=(C)-(A)/(A)	△41.7%	△7.0%	△31.8%	△42.9%	△21.1%		
ごみ合計減量目標=(B)-(A)	△32,256	△300	△5,900	△10,000	△3,525	△4,190	△5,352
減量目標率=(B)-(A)/(A)	△55.5%	△0.9%	△16.8%	△28.0%	△13.8%	△16.5%	△21.1%

## 5. 名張市のごみの分別

名張市のごみ処理については、排出ごみを25品目に分別し、各品目に応じた処理方法により、リサイクルや適正処理によって、ごみの減量化を図ることとしました。

しかし、「容器包装リサイクル法対象プラスチック」以外の「**その他プラスチック**」、「**生ごみ**」、「**草木類**」の3品目については、第二次アクションプログラム期間(平成19～21年度)においては、分別回収の実施に至っていませんでした。

今後、未実施の3品目の分別に取り込む必要があります。

### ごみの分別—25品目

**太字**は平成21年度現在、未実施項目

紙類 ——— ①新聞紙 ②雑誌・ざつ紙 ③段ボール ④紙パック

繊維類 ——— ⑤繊維類

プラスチック類 ——— ⑥ペットボトル ⑦白色食品トレイ  
⑧容器包装リサイクル法対象プラスチック

**⑨その他プラスチック**

金属類 ——— ⑩金属類

びん類 ——— ⑪無色透明 ⑫茶色 ⑬その他

缶類 ——— ⑭アルミ缶 ⑮スチール缶 ⑯スプレー缶

廃食油 ——— ⑰廃食油

蛍光管 ——— ⑱蛍光管・電球

体温計・温度計 ——— ⑲体温計・温度計

乾電池 ——— ⑳乾電池

生ごみ ——— **㉑生ごみ**

草木類 ——— **㉒草木類**

粗大ごみ ——— ㉓粗大ごみ

燃やすごみ ——— ㉔燃やすごみ

燃やさないごみ ——— ㉕燃やさないごみ

※収集車の火災等の危険があるライターは危険物回収として、毎月1回の資源回収日を利用して資源ステーションに排出され、回収しています。

## 6. 第二次アクションプログラムの検証に基づく今後の取組みについて

### (1) 家庭ごみの有料化について

ごみの減量化をはじめ市民意識の向上、ごみ処理費用負担の公平化などを図るため、平成20年4月1日から家庭ごみ（「燃やすごみ」「燃やさないごみ」）の有料化を実施しました。

減量効果が期待でき、その効果が継続する単価を設定し、排出量に応じた負担とする従量制とし、袋の種類も5種類（黄色で、レジ袋タイプ）としました。

#### ①家庭ごみ有料化の減量効果

年度	平成19年度	平成20年度	比較
燃やすごみ	13,367	10,860	Δ 2,507 (減量率Δ18.8%)
燃やさないごみ	2,355	652	Δ 1,703 (減量率Δ72.3%)
合計	15,722	11,512	Δ 4,210 (減量率Δ26.8%)

#### ②指定ごみ袋の実績

指定ごみ袋のサイズ種類ごとの1リットル当たりの単価を小さい袋ほど低い設定とし、ごみを減量し小さい袋を使用する方ほど、より負担が軽減されることになり、ごみの減量意識を高めることができる仕組みとしています。

#### 指定ごみ袋の手数料の単価及び1リットル当たりの単価

袋のサイズ	特大 (45ℓ)	大 (30ℓ)	中 (20ℓ)	小 (10ℓ)	特小 (5ℓ)
1袋当りの単価	68円	45円	28円	13円	6円
1ℓ当りの単価	1.51円	1.5円	1.4円	1.3円	1.2円

#### 平成20年度指定ごみ袋取扱店の指定ごみ袋のサイズ別販売枚数及び順位

袋のサイズ	特大 (45ℓ)	大 (30ℓ)	中 (20ℓ)	小 (10ℓ)	特小 (5ℓ)	合計
販売枚数(枚) (割合)	496,500 (13.8%)	719,500 (20.0%)	1,161,000 (32.2%)	916,500 (25.4%)	308,000 (8.6%)	3,601,500 (100%)
販売枚数順位	4	3	1	2	5	
販売金額(円)	33,762,000	32,377,500	32,508,000	11,914,500	1,848,000	112,410,000

#### ③1世帯当りの負担額

平成20年度の1世帯当りの負担額は、年間3,572円、1ヶ月298円となります。これは、計画時の1ヶ月当たり家計負担の許容範囲500円以内を大きく下回りました。1年間における1世帯当りの指定ごみ袋使用枚数は128枚となり、1回の収集日に使用する袋の枚数は1.1袋でした。

#### ④ごみ処理費用に係る排出者負担割合

平成20年度のごみ収集及び清掃工場、クリーンセンター、最終処分場での処理を合わせたごみ処理に係る経費12億6,700万円から算出すると、排出者負担割合は、約9%でした。

### 紙おむつ専用ごみ袋による要介護者等への減免措置

家庭ごみの有料化は、新たな経済的負担を伴うこととなることから、低所得者層、減量化が困難な世帯や子育て支援の観点から一部減免措置を講じました。

具体的には、乳幼児や介護を要する高齢者又は障害者等が属する世帯に対して、紙おむつ専用ごみ袋を無料配布しました。また、生活保護世帯についても経済的負担を軽減するため指定ごみ袋を一定量限定して無料配布しました。

### ボランティア専用ごみ袋による減免措置

市民活動や地域活動のボランティア等で環境美化活動（路上のごみ清掃、街路樹の落ち葉清掃、不適正排出ごみの処理等）に使用するごみ袋については、公共的な活動に限定して、ボランティア専用ごみ袋を無料配布しました。

## （２）ごみ処理手数料の適正化について

主として事業者による施設への持込時のごみ処理手数料は、平成19年9月まで3円/kgでしたが、他の自治体と比較して著しく低額設定であったため、見直しを行い、平成19年10月からは、6円/kg（50kgごとに300円）に、平成20年10月からは、12円/kg（10kgごとに120円）に改定しました。

また、家庭から直接処理施設へ持込まれたごみは、100kgまで無料でしたが、ごみ処理手数料の見直しに伴い、無料による減免措置は廃止しました。

このことにより、事業系ごみの減量、家庭ごみの有料化との整合を目指しました。

施設へ持込時のごみ処理手数料の1kg当たりの単価

平成19年9月まで	平成19年10月改定	平成20年10月改定
3円/kg	6円/kg	12円/kg

## （３）プラスチック類の資源化について

これまで、燃やさないごみとして処理してきた容器包装プラスチックを資源としてリサイクルするため、平成19年10月からの試行的な取組みを経て平成20年4月から資源化を行うこととしました。

分別回収を開始した平成20年度の容器包装プラスチックの月別収集量（t）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
量 (t)	95.4	119.6	93.9	90.7	116.0	98.0	91.4	103.5	92.2	117.0	90.2	88.0	1,195.9



#### (4) ごみ収集方式の統一化について

名張市のごみ収集は、ステーション方式と戸別収集が混在している状況にあったことから、ごみ収集の効率性、経済性、地域間のサービス格差による不公平感の是正を図るため、市内全域ステーション方式に統一化することとしました。

名張市のステーション化率の推移

	平成 19 年度	平成 20 年 4 月 現在	平成 21 年 4 月 現在	平成 21 年 8 月 現在
ステーション化率	80%	87%	94%	100%

#### (5) ごみの不法投棄、不適正排出対策について

家庭ごみの有料化やごみ処理手数料の改定等により、ごみの不法投棄や不適正排出の増加が懸念されるため、廃棄物の処理に関する条例の改正や環境レンジャーによる監視パトロールの充実により不法投棄、不適正排出対策を講じました。

定期的な監視パトロールで、不法投棄の防止と廃棄物の撤収により、環境美化の維持に努めています。また、悪質なケースや個人が特定できるものについては、警察と連携し、違反者には法的手段を含めた厳しい態度で臨んでいます。

#### (6) 草木類・生ごみの堆肥化について

家庭から排出される草木類や生ごみは、燃やすごみとして処理しています。

中でも生ごみは、燃やすごみの約6割を占めており、ごみの減量化を図るためには、最優先に取り組まなければならない品目です。

なお、生ごみの自家処理に対しては、生ごみ処理機器購入費補助金を交付し、減量及び資源化の取組みの促進を図っています。

##### 草木類の堆肥化等の促進

草木類の処理方法としては、過去に最終処分場に埋め立て処理をしている時期もありましたが、平成16年度からは、燃やすごみとして処理をしてきました。

なお、平成20年10月から試運転稼動した伊賀南部クリーンセンターにおいては、草木類の処理の受け入れは、ボランティア活動や家庭から排出される草木類のみにとどめ、事業系や公共用地等から発生した草木類については、民間の草木類の処理施設での受け入れ、堆肥化等を促進しています。

##### 生ごみの資源化等の促進

生ごみは、燃やすごみとして処理していますが、ごみの減量化を図るため十分な水切りを行った後、排出するよう広報等を通じて啓発に努めています。

また、平成20年度、平成21年度の2カ年の期間の生ごみ処理容器等の購入費に対する補助金により、自家処理による資源化等の促進を図っています。

## (7) 検証に基づく今後の方向性について

### 家庭ごみの有料化

導入後のごみの減量効果が顕著であり、現行の価格及び種類により引き続き実施することとします。

低所得者層への減免措置を継続、紙おむつ専用袋の使用実態に応じたサイズの袋で無料配布を継続します。

市民活動（個人を含む）、地域活動による環境美化に向けた活発な活動を支援するため、引き続きボランティア専用袋を無料配布することとします。

紙おむつ専用ごみ袋及びボランティア専用ごみ袋の適正な使用について啓発に努めます。

### ごみ処理手数料の適正化

ごみ処理手数料については、ごみ処理量と処理費との適正化及び近隣自治体における処理料の設定を注視しつつ、現行の単価設定を継続します。

### プラスチック類の資源化

容器包装プラスチックは、資源循環型の構築の観点からも引き続き分別資源回収を継続し、質的向上、異物の混入防止のための分け方の啓発に取り組めます。

その他プラスチックは、焼却燃料の効率性等の観点から、燃やさないごみとして回収しつつ、資源としての有効活用についても検討を進めます。

### ごみ収集方式の統一化

ごみ収集の効率性、経済性、安全性の向上及び地域間サービスの格差是正の観点から、引き続きステーション方式によるごみ収集を行うこととします。

なお、今後更に高齢化が進むことが予想される中で、要介護高齢者や障害者等にとって、ごみ出しが容易な支援策を構築します。

### ごみの不法投棄、不適正排出対策について

環境レンジャーによるパトロールは、ごみの不法投棄の抑止効果があるとともに不適正排出ごみの撤収により、市内全域の環境美化が保持されており、引き続きパトロールによる監視の強化を図ることとします。

悪質な投棄ケースで個人が特定できるものについては警察と連携し、摘発するなど違反者に対して厳しい態度で臨むこととします。

不法投棄を根絶させるためには、市民一人ひとりが不法投棄を許さないという意識の醸成が必要であり、市民総パトロール員となり、不法投棄の抑止と通報の役割を担う仕組みづくりを目指します。

また、地域社会においても、市民参加による地域活動等と行政とが一体となり取り組むことは、より効果的なきめの細かい監視が行われることから、市民団体や地域団体等による自主的な取り組みについて積極的に推進します。

併せて、郵便業や運送業等の事業者と連携し、日常的な不法投棄防止対策の強化を図ります。

### 草木類、生ごみについて

ごみを25品目に分別し、資源化及び適正処理を推進する方針において、具体的に取り組みが行われていない生ごみ及び草木類については、自己による発生抑制を積極的に推進するとともに、燃やすごみから分離し、民間活力を活かしながら行政が主体となって資源化、堆肥化に取り組めます。

なお、資源化の実施に当たっては、分別、排出方法がわかりやすく、容易に取り組めるよう、十分な啓発に努めることとします。

## 7. 生ごみのみの資源化について（新たな取組1）

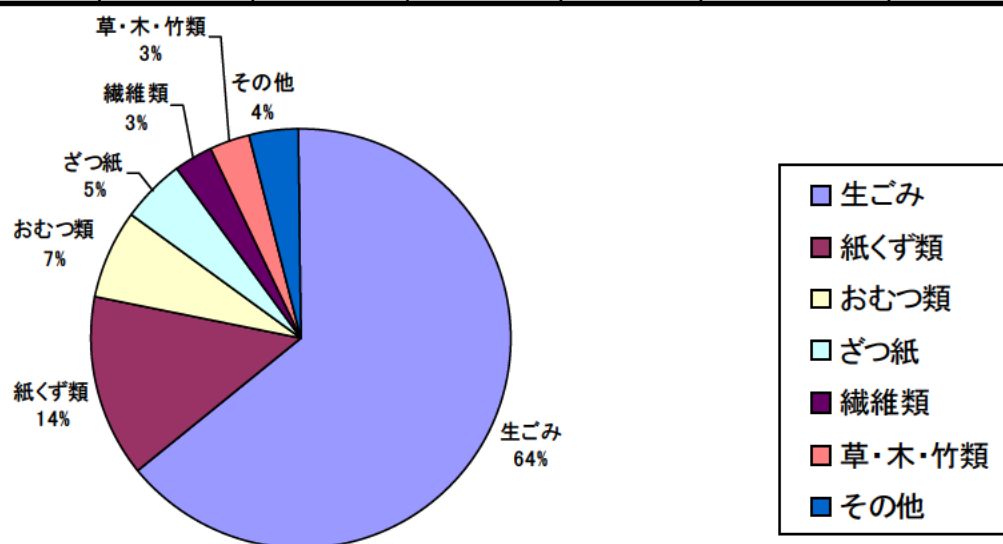
### I. 現状

平成20年5月に燃やすごみの組成調査を行ったところ、下記のとおり燃やすごみの実に64パーセントが生ごみであることが判明しました。

名張市の平成20年度に家庭から排出された燃やすごみの実績は、10,860トンでした。これは、下表の組成調査結果から推測すると約6,000トンが生ごみであり、月に約500トン、週間量約115トン、日量約16トンが排出されていることとなります。

燃やすごみの組成調査（平成20年5月伊賀南部環境衛生組合調査による）

種類	生ごみ	紙くず類	おむつ類	ざつ紙	繊維類	草・木・竹類	その他
割合(%)	64	14	7	5	3	3	4



### II. 今後の取組み内容

燃やすごみの中で生ごみは大きな割合を占めることから、燃やすごみを減量するには、まず生ごみの発生を抑制するとともに、発生した生ごみの堆肥化、減容化、資源化を進め、資源循環型社会に沿った実践行動を展開する必要があります。

燃やすごみの減量目標達成を目指すとともに、焼却処理施設の燃焼効率の向上、ごみ処理費用の軽減、施設や環境に対する負荷の軽減を図るため、生ごみ発生抑制を最優先に取り組み、推進を図るとともに、民間活力を活かし行政が主体となり生ごみの資源化を実施します。

なお、資源化された堆肥物は、有効活用する仕組みを構築します。

#### (1) 家庭での取組み

##### ①市民一人ひとりの生ごみ発生抑制の取組み

- ・食材を買いすぎない。
- ・料理を作りすぎない。
- ・食べ残さない。
- ・食材の賞味期限をチェックする。
- ・食材を使い切る。
- ・排出には十分水を切る。

##### ②自家処理の取組み

- ・十分な水切りを行います。
- ・耕作畑や空き庭を活用できる家庭は、コンポスト容器（ポリ容器、衣装箱、ダンボール箱など）や土中への投入により、庭木や家庭菜園の堆肥として利用します。
- ・戸建住宅やマンション等集合住宅の家庭は、生ごみ処理機等により生ごみの減容化や堆肥化等により、自家処理します。

## (2) 事業者の取組み

事業者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理すること及び廃棄物の再生利用等を行うことにより、減量に努める責務を果たすこととします。

生ごみの発生抑制に取り組みます。

生ごみの堆肥化等に取り組みます。

食品循環資源の再生利用等に努めます。

食品廃棄物等多量発生事業者は食品リサイクル法を遵守します。

## (3) 行政の取組み

抜本的なごみの減量化を図るためには、燃やすごみの約6割を占める生ごみの資源化に取り組むことが不可欠であり、市民には生ごみを燃やすごみと分別して排出する協力を得ながら、行政が主体となり生ごみの資源化に取り組みます。

生ごみの発生抑制に効果的な啓発強化に取り組むとともに、自家処理を推進するため、コンポスト容器などの購入費に対し補助金を交付し支援します。

なお、行政は、生ごみの発生抑制・資源化に向けた啓発に努めるとともに、事業者に一般廃棄物の処理に関して、必要な協力を求めます。

生ごみの十分な水切りや発生抑制と自家処理による堆肥化等の啓発強化に取り組みます。

生ごみの自家処理を推進するため、コンポスト容器等の購入費に対し補助金を交付し支援します。

生ごみの資源化の取組みを進めるにあたっては、試行実施を踏まえ、市民が取り組みやすい方法を確立したうえで、推進します。

### 生ごみ資源化試行事業の実施（新たな取組みの実行内容）

平成22年10月1日～12月23日の約3ヶ月間、応募のあった名張市内の23地区、1963世帯を対象に試行モデル地区として生ごみ分別収集と資源化を実施しました。

週2回の燃やすごみ収集の内、1回を生ごみ専用収集とし、生ごみ専用袋(生分解性プラスチック製袋)と水きりバケツをモデル地区各戸に配布し、生ごみのみをごみステーションに排出し、回収、民間堆肥化施設で処理を行いました。

試行後のモデル地区のアンケートの意見を参考にして、ニオイ対策、燃やすごみが週1回収集になる等の課題の対応策を図るために、夏季の試行を平成23年7月25日～9月16日までの約2ヶ月間、5地区1,054世帯を対象に実施しました。

2回目の試行は、生ごみの分別・水切り用の新聞紙、水きりネット、小袋の混入を認め、ニオイ対策用の水きり用三角コーナー及び木質チップを配布しました。また、ごみ集積所用のフタ付大型ペールを希望により設置する等、市民が取り組みやすい方法で試行しました。

## (4) 一般家庭における生ごみの資源化実施に向けた取組み

民間事業者等との連携により取り組みます。

・生ごみ堆肥化民間処理施設の利用等による堆肥化計画について、処理コスト面及び処理施設の選定等については適切に行い、また、処理先の民間事業者等との連携を図りながら実施します。

今後、バイオマスタウン構想が具体的にバイオエネルギー化等に展開が図られるときは、その処理方法等について連携を図ることとします。

## 8. 草木類の資源化について（新たな取組2）

### . 現状

伊賀南部環境衛生組合の処理方法としては、過去に最終処分場に埋め立て処理をしている時期もありましたが、平成16年度からは、燃やすごみとして処理をしてきました。

平成20年10月から稼動している伊賀南部クリーンセンターにおいては、草木類の処理の受け入れは、ボランティア活動や家庭から排出される草木類のみにとどめ、事業系や公共用地等から発生した草木類については、民間の草木類の処理施設での受け入れ、堆肥化等を促進しています。

### . 今後の取組み内容

草木類の資源化処理については、現在のところ直営の処理施設を整備する計画はなく、引き続き、民間の草木類の処理施設を活用し、堆肥化等を促進します。

また、現在、家庭から燃やすごみとして排出されている草木類については、資源化を促進するため、燃やすごみと分離し、有料化を原則として草木類専用の訪問回収又は集積場での資源回収方式の導入の検討を進めます。

今後、バイオマスタウン構想とも連携し、堆肥化及びバイオマスエネルギー化についても検討を進めます。

### 新たな取組みの実行内容

平成22年8月より、せん定枝用小型破碎機の貸し出し開始。

平成23年3月に、せん定枝粉碎処理機付車両（チップ車・ストッピー号）を購入。1台で、移動・粉碎・減容・収納・運搬ができることから、せん定枝の発生場所や集積場所で粉碎作業を行い、粉碎チップを必要とする場所に運搬して、堆肥化、マルチ材等として有効な利用を図っています。

小学校での環境学習での実演、地域住民を対象とした実演と「ごみゼロ社会をめざし、資源循環型社会をつくろう」の表示は、意識の高揚、啓発効果もあります。

平成23年4月より、せん定枝用小型破碎機の購入の補助金の交付（購入費の2分の1、交付額上限1万円）を開始。

## 9. ごみ出し支援策の構築について（新たな取組3）

### . 現状

名張市全域をステーション方式に統一を図る中、一方では高齢化、核家族化の進展により、高齢者のみの世帯や障害者のみの世帯が増加傾向にあります。

一人暮らし等の要介護高齢者等においては、日常生活において、介護支援だけでなく、買物、外出、ごみ出し等についても支援が必要となってきました。

こうした中、高齢者のみ世帯や介護支援など、生活上の援助が必要な方には、福祉施策の一環として、すでに名張市軽度生活援助事業及び名張市要援護者等日常生活支援事業が制度化されています。

今後、急速に高齢化が進むことが予想されている名張市において、ごみが家の中に溜まってしまうことは、衛生面や安全面においても問題が発生することから、高齢者のごみ出し支援システム等を構築する必要があります。

#### 名張市軽度生活援助事業

内 容	家事援助や軽作業等の日常生活上の援助
対 象	65歳以上の単身高齢者、高齢者のみ世帯 介護保険法の要介護又は要支援に該当する方等
要 件	1回に最低1時間以上の利用が必要、1月あたり合計4時間が限度
負担額	1時間につき400円 利用時間に合わせて4時間を限度に500円/時間を市が支援
受託者	シルバー人材センター

#### 名張市要援護者等日常生活支援事業

内 容	ごみ出し、安否確認等の支援
対 象	名張市内の区、自治会、地域づくり委員会、
実施主体	区、自治会、地域づくり委員会、NPO法人
対象区域	区、自治会、地域づくり委員会等、地区又は地域の全域
負 担 額	1世帯あたり1月160円 障害者又は高齢者のみ世帯 負担は無料（市が全額負担） その他の世帯1月80円（市が80円負担）

#### 今後の取組み内容

現在、実施している名張市軽度生活援助事業及び名張市要援護者日常生活支援事業など、行政による福祉施策については引き続き実施していくこととします。また、すでに住民主体のまちづくりが各地域で積極的に進められていますが、地域団体等が主体となり、地域や市民団体等が支えあえる社会の実現を目指し、地域や市民自らの判断と選択のもと、日常生活を支援するシステムの構築に行政は協力していくものとします。

なお、ごみ出し支援システムの実施にあたっては、利用者等の受益者負担を原則とします。

#### 地域支援型

区又は地域づくり委員会が主体となり、日常生活の支援を兼ねてごみ出し支援を実施します。

実施主体：区、地域づくり委員会

収集対象：区、地域づくり委員会地区のうち希望者（申請方式）

#### 市民団体支援型

NPO等市民団体が主体となり、日常生活支援を兼ねてごみ出し支援を実施します。

実施主体：NPO等市民団体

収集対象：希望者（申請方式）

#### 行政支援型（ふれあい収集）

行政が主体となり、日常生活支援を兼ねてごみ出し支援を実施します。

実施主体：行政（市、伊賀南部環境衛生組合）

収集対象：希望者は、所定の事業利用申請を行政に提出し、行政は、一定の条件を満たした家庭等を対象に事業利用の決定を行う。

## 10 . 具体的な行動計画

「名張市ごみゼロ社会を目指すアクションプログラム」の2010改訂版に掲げる平成22年度から平成24年度までの具体的実践行動は以下のとおりとします。

### 第三次アクションプログラム期間の具体的実践行動

	具体的実践行動
平成 22年度	1 . 生ごみ収集及び堆肥化の試行、実施方法の検討 2 . 生ごみ収集及び堆肥化の推進 3 . 草木類の資源化の推進 4 . 新しいごみ出し支援システムの構築 5 . 3Rの推進 6 . 不法投棄・不適正排出対策の強化
平成 23年度	1 . 生ごみ収集及び堆肥化の実施 2 . 草木類の資源化の実施 3 . 3Rの推進 4 . 新しいごみ出し支援システムの構築 5 . 不法投棄・不適正排出対策の強化
平成 24年度	1 . 3Rの推進 2 . 不法投棄・不適正排出対策の強化 3 . 生ごみ収集及び堆肥化の効果の検証 4 . 次期アクションプログラムの改訂

平成23年度は、夏季の生ごみ収集及び堆肥化の試行を行いました。

## 11 . ごみゼロ社会の推進にあたって

日常生活において、快適な生活環境の保全や地域の環境美化を推進していくためには、地域活動の牽引力となるリーダーの存在と地域住民の協力体制の構築が必要です。

住民主体のまちづくりが活発化してきた今日、それぞれ地域組織が中心となり様々な活動が展開できる環境整備を進めます。

### ・地域活動と連携した取組み（市民、事業者、行政ができること）

#### 環境委員の役割

環境委員は、ごみ減量や資源化の促進など、適正なごみの分別の指導者として、市の委嘱により活動が行われてきましたが、原則各地区に1名という委員数に一定の制限がありました。

今後、環境委員は地域の環境推進リーダー（地域環境推進員）として地区ごとに地区の判断により適任者を複数人選任し配置ができるよう、委嘱制度から届出制度の仕組みに改めます。このことにより、よりきめの細かい活動によるごみのないきれいなまちの実現を目指します。

## 環境パトロールの推進

不法投棄の防止や不適正排出物を処理するため、市において環境レンジャーの巡回により監視とごみの撤収を行っています。日々市内全域のパトロールを行うことには限界があります。

今後、不法投棄を根絶させるためには、よりきめ細かい不法投棄の防止対策を講じ、市の監視活動の補完的機能として、市民一人ひとりが不法投棄を許さない市民総パトロール員という意識の醸成を図りながら、地域社会においても市民参加による監視の強化に向けた取組みを積極的に推進します。

## イベントごみの対策

地域活動の活発化とともに、各地で住民参加によるイベントが盛んに行われていますが、飲食物の販売に伴うごみ処理に対する対策が十分ではありません。

イベントにより発生するごみの減量を図るため、ごみとならない仕組みを構築するとともに、周知を図ります。

- ・主催者に対する環境に配慮したイベント実施の啓発強化
- ・ごみ処理担当スタッフの常駐（分別指導、適正処理）
- ・ごみの持ち帰りの徹底（包装物、食べ残しほか）
- ・露店による自己処理の徹底
- ・マイはし、マイボトル、マイ食器の持参
- ・イベント用の食器類の貸し出し（はし、トレイ、コップ、茶碗類ほか）
- ・返却用容器の弁当
- ・啓発グッズの貸し出し等（のぼり、チラシほか）

## 紙・繊維類の資源回収

現在、紙・繊維類は、平成12年7月より新聞、雑誌・ざつ紙、紙パック、段ボール、古布・衣類に分別し、行政回収により資源化を図っています。

近年、民間の紙回収業者は、地区ごとに回収日を定め、戸別収集を行っており、ピーク時の平成13年度と平成20年度を比較すると、全体量として6割以上（61%）減少しています。

紙・繊維類は、品目によって有価物であるため、地区や子ども会等が活動費の資金源として自主活動による資源化が図られているものと考えられ、地区活動の活発化が裏づけられています。

今後も、この傾向は市内全域に進んでいく傾向にあるため、現在、行政回収している紙・繊維類の資源化については、市場原理による価格変動（逆有償）に対する対応策も考慮しながら、地区又は地域活動に移行しコミュニティビジネスの一環として資源化に取り組む方向で協議検討を進めます。



## ・低炭素社会実現に向けた取組み

近年の急激な社会経済の進展に伴い、地球温暖化にみられるように地球規模の環境負荷が大きな社会問題になっています。

身近な地方自治体においても、地球温暖化を防止する活動として、市民、事業者、行政が、それぞれの責任と役割分担により、低炭素社会実現に向け更なるごみゼロ活動、省資源、省エネルギーの取組みを行います。

市民	<ul style="list-style-type: none"><li>・ごみの発生抑制と適正処理</li><li>・環境家計簿の実践</li><li>・マイはし、マイボトル、マイバッグの持参</li><li>・エコ商品の購入</li><li>・太陽光発電等の新エネルギーの導入</li><li>・アイドリングストップ</li><li>・エコ通勤（徒歩・公共交通機関の利用ほか）</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ごみの発生抑制と適正処理</li><li>・環境マネジメントシステム（ISO、EMS等）の導入</li><li>・太陽光発電等の新エネルギーの導入</li><li>・マイはし、マイボトル、マイバッグの推進</li><li>・エコ商品の購入（販売）</li><li>・アイドリングストップ</li><li>・エコ通勤の推進（徒歩・公共交通機関の利用ほか）</li></ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"><li>・環境家計簿の広報やホームページでの周知・啓発</li><li>・太陽光発電等の新エネルギーの導入及び情報提供</li><li>・事業所への環境マネジメントシステムの情報提供及び支援</li><li>・マイはし、マイボトル、マイバッグ運動の推進</li><li>・エコ通勤の推進（徒歩・公共交通機関の利用ほか）</li><li>・市業務及び施設での率先垂範</li></ul>

平成24年 3月14日  
四日市市環境部生活環境課

## 「四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」の一部改正と対策について

### 条例の一部改正について

市内のごみ集積場において、資源物を持ち去る行為が頻発しており、行為者が恫喝、脅迫、集積場を荒らすなど、住民との間でトラブルとなるケースが多く、苦情や通報が増加した。

市民の協力のもとに成り立っている資源物の再資源化システムを明らかに阻害しているこのような行為を規制できる法令等が存在しないため、本市のごみ処理体制の維持、円滑な実施を確保するため条例を改正した。

### 条例に追加した項目等

#### 1. 対象となるごみ集積場を定義

市が、家庭系廃棄物を収集するための場所として指定したごみ集積場を「所定のごみ集積場」として位置づけた。

#### 2. 資源物の収集又は運搬を禁止

- ・市又は規則で定める者以外の者は、資源物の収集又は運搬を行ってはならない。
- ・市長はこの規定に違反した者に対し、収集又は運搬をしてはならないことを命ずることができる。

#### 3. 罰則規定を新設

- ・命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。
- ・法人等が業務に関し違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人等に対して同条の刑を科する。

#### 4. 施行期日

平成22年4月1日公布、平成22年8月1日施行。

### 条例施行規則に追加した主な項目等

#### 1. 所定のごみ集積場を明示

- ・所定のごみ集積場の位置を示した図面を作成し、閲覧に供するとともに、所定のごみ集積場である旨を表示する。

#### 2. 持ち去り禁止の対象となる資源物を特定

- ・紙類、布類、衣類、びん、飲料缶及び金属類

3. 持ち去り禁止の適用除外として定めるもの
  - ・市が、資源物の収集又は運搬を委託した者
  - ・市が、再生資源の集団回収を行う団体として登録した者

市民への周知及び施行前の対応

- ・「広報よっかいち」3月上旬号、7月上旬号に記事を掲載。
- ・市のホームページへ掲載。
- ・自治会対象のごみ説明会等で説明・周知を行った。
- ・市内の資源物集積場に「資源持ち去り禁止」を表記したプレートを設置  
(約1,400箇所)
- ・集積場の位置を示した地図等の整備(本庁及び清掃事業所に備付け)
- ・頻発地域における監視、指導。

## 【資源物持ち去り対策について】

### 1. 持ち去り行為の現状について

#### (1)手口の巧妙化

- ・平ボディの1t車または、軽トラックにコンパネを立てた車両が多く見られたが、条例施行後は一般のワンボックス車を使うとともに、事前に偵察を行なうなど手口が巧妙化している。

#### (2)手口の悪質化

- ・車両ナンバー等を特定し、関係機関等に照会をかけて行為者の特定に努めているが、ナンバープレートを付け替えるなど手口が悪質化している。
- ・相手方がこちらの監視等に気づいた場合、危険な運転で逃走している。
- ・集積場で市民が注意を行った際に、暴言や恫喝などの行為や、「市の委託を受けている」など虚偽の説明をして持ち去っている場合がある。

#### (3)警察捜査の限界

- ・警察も窃盗罪の適用ができないため、現行犯での確保ができない。

### 2. 市の取組について

#### (1)啓発

- ・広報、ホームページ、地域の説明会等で資源物持ち去りに関する状況説明及び情報提供を求めている。
- ・集積場に禁止看板を設置するとともに、市の収集車両に啓発用のマグネットシートを貼付し、資源物の持ち去り行為禁止の啓発を実施している。

#### (2)監視パトロールの実施

- ・持ち去り行為頻発地域の集積場を中心に監視パトロールを実施している。
- ・平成23年度から、警察OB（嘱託職員）、正規職員の2名体制で監視パトロールを毎日実施するとともに、警察と連携して現場での張り込み等も実施している。

#### (3)各自治体及び警察との連携

- ・同様の条例を施行している近隣自治体（鈴鹿市、亀山市、津市）及び県と連絡会議を立ち上げ連携強化に努めている。
- ・広域で活動していることから、特定した車両情報及び所有者情報を各自治体と共有し、行為者の特定を行っている。
- ・三重県警に対し、罰則の適用に向けた協力を要請している。

#### (4)条例による警告書の交付実績6件、禁止命令書の交付実績7件

### 3. 今後の対策について

- ・市内古紙回収業者に加えて、近隣の自治体と連携して市外の古紙回収業者にも買取拒否の依頼を行う。
- ・県警と連携し、道路交通法等の他法令と合わせた摘発を検討する。
- ・自治会と協力し、ビデオカメラ等による証拠づくりに努める。